

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成30年10月10日（水）午前9時30分～午前10時10分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

| 農業委員 | | | 農地利用最適化推進委員 | | |
|------|--------|---|-------------|-------|---|
| 1番 | 岸野 敏夫 | 出 | 矢掛地区推進委員 | 林 義夫 | 出 |
| 2番 | 高槻 祥治 | 出 | 美川地区推進委員 | 谷許 和昭 | 出 |
| 3番 | 鳥越 幸男 | 出 | 三谷地区推進委員 | 藤原 邦夫 | 出 |
| 4番 | 渡邊 卓司 | 欠 | 山田地区推進委員 | 原野 尚徳 | 欠 |
| 5番 | 片山 悦志 | 出 | 川面地区推進委員 | 鳥越 哲夫 | 出 |
| 6番 | 小野 孝一郎 | 出 | 中川地区推進委員 | 石井 博 | 出 |
| 7番 | 平井 康夫 | 出 | 小田地区推進委員 | 田邊 登 | 出 |
| 8番 | 平井 忠行 | 出 | | | |
| 9番 | 高月 周次郎 | 出 | | | |

4. 議案日程

- (1) 議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第30号 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第31号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

5. 議案の内容

別紙のとおり

| | |
|------|--|
| 事務局長 | <p>総会に先立ちまして、9月19日付けで、山縣副町長が就任されましたので、一言ご挨拶申し上げます。</p> |
| 副町長 | <p>おはようございます。</p> <p>9月19日付けで副町長に就任いたしました山縣です。</p> <p>長年職員としてお世話になってきました、その経験を活かして、まちづくりに精進していきたいと思っておりますので、ご支援を賜りたいと存じます。</p> |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>副町長は別の公務がありますので、退席されます。</p> <p>(副町長は退室)</p> |
| 議長 | <p>それでは、ただ今から平成30年度第7回農業委員会総会を開催します。</p> <p>本日は、渡邊委員と原野委員は欠席です。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>9月19日 事務協議(役場)</p> <p>同じく、9月19日 農業者年金加入推進研修会(岡山市)</p> <p>9月25日 現地調査(南山田)</p> <p>へ出席しました。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は5番 片山委員と、6番 小野委員にお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>29</u>号から議案第<u>31</u>号の<u>3</u>議案です。</p> |
| 議長 | <p>議案第<u>29</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>3</u>件議題といたします。</p> |
| 事務局 | <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上3件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> |
| 議長 | <p>事案番号<u>35</u>番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>7番委員</p> <p>議 長</p> | <p>この土地は、所有者が亡くなられた後、相続する方がおられない為、現在は相続財産管理人である弁護士の方が管理をしています。譲受人は、この土地の両隣の土地を耕作しています。この度、譲受人に譲渡します。管理をしっかりとしていただけると思いますので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>35</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>35</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>7番委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>36</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人はいここです。 譲渡人は、現在住んでいないご自宅を空き家登録されておりました。 譲受人は、豪雨で被災し、譲渡人の空き家にはいる事になりました。 それに伴い、譲渡人が所有する土地を全て譲渡し、譲受人が管理するという事です。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>36</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>36</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>三谷地区 推進委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は町外にお住まいで、耕作に通うのが難しいという事です。この土地の近所に住む譲受人が譲り受けましょうと、言ってくださいましたので、所有権移転の申請をします。</p> <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>37</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>議案第 <u>30</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> |
| 議 長 | <p>事案番号 <u>5</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> |
| 3 番 委 員 | <p>この土地は、既に宅地に転用されています。 周辺の土地には影響はありません。 始末書をつけて転用の申請をされています。</p> |
| 議 長 | <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>5</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>議案第 <u>31</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。 |
| 議 長 | 事案番号 <u>22</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 |
| 1 番 委 員 | 譲渡人と譲受人は親子です。この土地に譲受人が自己住宅を建てます。周辺の土地に影響はないと考えます。問題はないと思います。 |
| 議 長 | <p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>22</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>22</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| 議 長 | 事案番号 <u>23</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。 |
| 1 番 委 員 | <p>譲渡人と譲受人は親子です。</p> <p>山際の5筆の土地に、太陽光発電装置を設置します。</p> <p>現地確認時に会長、施工業者、譲受人に立ちあっていただき、どういった計画なのかを協議をいたしました。</p> <p>排水は、南側の既存の排水路に流すとお聞きしていましたが、それは隣の個人宅の排水路ではないかという事で、しっかり確認していただくように促しました。そうしたところ、新たに排水路を設け、申請土地の全面に防水シートをはって、雨水はそちらに流しますという計画図面を提出されました。</p> <p>被害防除計画にもありますが、想定外の雨量があっても周辺の土地に迷惑をかけるように速やかに対応します、また周囲の方々に迷惑をおかけしませんという事ですので、計画のとおり施工されれば、問題はないと判断をしています。</p> |
| 議 長 | 地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>23</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 |
| 2 番 委 員 | 意見ではないですが、事務局の方に、太陽光発電に係る転用の許可基準の説明をお願いします。 |
| 事 務 局 | はい。 |

| | |
|--|---|
| <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> | <p>太陽光の転用につきましては、国の転用の基準も決まっておりませんので、各市町村において対応もさまざまです。</p> <p>そこで、矢掛町農業委員会として太陽光発電に係る転用について、平成28年3月の協議会の中で内規として基準を定めております。</p> <p>(資料により説明)</p> <p>以上です。</p> <p>はい、わかりました。ありがとうございます。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>23</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>1 番委員</p> <p>議 長</p> <p>美川地区 推進委員</p> <p>三谷地区 推進委員</p> | <p>次に報告事項について確認します。</p> <p>利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>田から畑に変更します。</p> <p>今後、水稻は作らないという事で、田から畑に変更します。</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>1番は、7月の豪雨で土地に土砂が流入し耕作が出来ない為、解約します。</p> <p>2番は、所有権移転の為、解約します。</p> <p>3番は、借受人が農業を辞める為、解約します。</p> <p>4番は、現在は借受人が耕作をしていない為、解約します。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | 以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。 |
|-----|--|